

台北信用組合について

松田吉郎

はじめに

筆者は既に、日本統治時代台湾の産業組合についてその概要と昭和5年（1930）における産業組合教育について小稿を発表した(1)。その要点は明治44年（1911）に台湾で産業組合がいくつか成立し、大正2年（1913）に台湾産業組合規則が成立して、次第に全島的に発展したこと。第一次世界大戦時期の好景気に飛躍的に増加したが、戦後不況、昭和初期の金融恐慌で、特に信用組合不正事件が露呈し、台湾総督府は行政指導を強め、監査体制の確立などを推し進めた。昭和5年前後からは学校教育において産業組合教育が行われ、産業組合の協同一致、相互扶助精神の育成が進められた。1937年からの日中戦争、1941年からの太平洋戦争では勤儉貯蓄、戦時体制下に金融、産業発展に大きな役割を果たしたことであった。

さて、本稿では、個別の信用組合の例、特に台湾最古で優良経営と言われた台北信用組合について検討しようとするものである。

I 台北信用組合の成立

台北信用組合創立の発端は明治43年（1910）末であり、正式成立は同44年（1911）9月15日であった。(2)

當時臺北に於ける金融機關は、臺灣銀行、三十四銀行支店及臺灣貯蓄銀行の三ありと雖、是等の銀行と取引を爲す者は、重に上流有産者及中産者の一部に過ぎず、相當確實なる商工業者と雖是等の銀行と新に取引を開始することは、極て困難なる状態なりし、是畢竟新領土に於て信用の未だ發達せざる場合に於ては亦已を得ざることなり、而して是等中小産者の金融は個人貸借に依るか又は頼母子講に依りて相互に金融を計るの外他に良策なき状態なりしも、個人貸借の金利は日歩七八錢より十二三錢の高きに至り、頼母子講の如き盛んに行はれたるも、是亦弊害の大なるものありし。(3)

と言われ、当時台北には台湾銀行等銀行が三行あったが、これらの取引相手は上流有産者、中産者の一部に限られ、中小産者とは無縁であった。中小産者の頼る金融は高利貸か頼母子講であったが、これらは近代的金融とはいえないものであり、中小産者にとっての近代的金融機関の設立が待たれていたのであった。そこで、

當時大稻埕方面に居住する、少數内地人有志者の間に於て、産業の發達と貯金の便宜を得せしめんが爲に、内地の例に準じて、信用組合を創立せんと議起り、期漸く熟して明治四十四年七月、大庭永成、清水重隆、伊藤政重、水上源吉、津阪鹿造、山口義章、宮副吉兵衛氏等十五名發起人となり、臺北信用組合を創立せんとし、之が規約を作成して、組合員の募集を爲したるに忽にして五十餘名の賛成者ありたるを以て、創立總會を開きて彌々組合設立に關する諸般の協議を爲したり。(4)

日本内地では明治33年（1900）から産業組合が出発しており、この例にならって台北で

も台北信用組合を創立しようという動きが出てきた。その中心は大稻埕の日本人中小産者であった。

明治44年（1911）9月15日、大稻埕茶商公会事務所で創立総会が開催され、台北信用組合仮規約を決議された(5)。組合長には大庭永成、専務理事に水上源吉があたることになった(6)。

當時創業の際とて、一般市民産業組合の何たるを解するもの少なく、事業の進展に頗る困難を感じし而已ならず、局に當る者も亦金融業の経験に乏しく、内地の信用組合を視察して、其の精神の美と事業の精華とのみを見て以て將來の大成を期したりと雖、之が運用の方法を辨ぜざりし爲、世人の信用を得るに至らず、監査役中又事業の劃策、事務の取扱に不安を訴ふるものあるに至りたるを以て、事業の進行に一頓挫を來し、一時解散の已むなきに頻したりしが、斯くては發起人の面目に關する處大なる而已ならず、事業としては慥かに有意義にして、當時臺北市内の中小産業者の金融機關として最も必要なる企なるを以て、寧ろ之を改造擴張して陣容を新にするに如くはなしとし、津坂鹿造氏等専ら斡旋し城内の有志者石黒光石、江里口秀一、村崎長昶、小林惣次郎氏等又新起街艫舳の有力者平田藤太郎、水木光藏氏等に説く所あり、諸氏亦大に其議を賛し市内各方面に互りて勧誘大に務めたるを以て、多數の加入希望者を得、忽にして百四十一名持口一千八百五十七口の多きを算するに至れり。然れども市内當時の有識階級にありては、此企を冷視し、…前垂れ商人何事をか爲し得ん…と一笑に附するの狀況なる而已ならず、産業組合法が本島に施行せらるゝ前に屬するを以て、官廳に於ても何等保護奨励の途を講ぜず、極めて無關心の態度に出でたるが故に、加入勧誘に際しては多大の支障を覺へたり。(7)

とあるように、当初は一般市民（内地人）も産業組合を理解するものが少なく、信用組合の事務担当者も経験に乏しく、一時解散にまで到った。しかし台北城内外の日本人有力者が賛同、協力することによって再起した。ただ、台湾において産業組合法が施行される（大正2年）前の時期であり、台湾総督府等官庁からは何の保護奨励策もなく、勧誘には多大の支障があったと言われている。

明治44年11月27日に臨時総会を開き、規約改正と役員全員改選を決め、事務所を台北城内文武街に移した(8)。役員には、

理事	大庭永成	江里口秀一	銀屋慶之助	吉原常三郎	石黒光石
	依田芳平	津坂鹿次郎	村崎長昶	小林惣次郎	水木光藏
	平田藤太郎				
監事	宮副吉兵衛	清水重隆	水上源吉	田中廣作	奥本喜太郎
相談役	伊藤政重	池田勝治	長谷川熊吉	星加彦太郎	外山和一
	東城吉彦	東郷七之助	荻野徳藏	大野市太郎	大塚芳太郎
	小川佐助	川崎寅次郎	要千枝太郎	米倉惠三	吉岡徳松
	横山 隆	高田庄次郎	永戸峰藏	山本喜助	山下仙太郎

松井猪兵衛 藤山 正 小宮山徳太郎 遠藤八十吉 澤 猛彦
木村米太郎 重田榮治 白倉吉朗 澁田留吉 杉田健吾
組合長 大庭永成 副組合長 江里口秀一 専務理事 銀屋慶之助(9)

この中で経歴が明らかな人物を紹介しよう。

大庭永成は神奈川県小田原の元藩士であり、台湾総督府囑託、台北県囑託、台湾茶商公会会長の任にあたり、「南支南洋」等に出張して博覧会の要務を何度も掌った。明治44年に初代台北信用組合組合長となり、大正9年1月死去している(10)。

江里口秀一は明治44年の本組合創設時に理事、副組合長となり、大正7年より専務理事を兼任、大正9年に監事となり、大正13年に産業組合功労者として台北州産業組合連合会より表彰された。大正15年5月に台北州産業組合視察団長として朝鮮に赴き、各地の金融組合を視察し、昭和3年6月死去した(11)。同氏の一族と思われる江里口商店主の江里口徳市(12)は「諸紙文房具店として臺北で信用ある店で本町の江里口商店を本家として居る、(明治)三十五年(1902)の渡臺者であるが、後ち驥足を朝鮮に伸ばしたこともある、更に大正四年(1915)再び渡臺して今日に及んで居るが、努力健闘の賜は今の隆大を告げて居る、佐賀の人で明治十二年(1879)七月の生れである」(13)とされている。

銀屋慶之助は明治8年(1875)11月18日に鹿児島県薩摩郡川内町向田に生まれ、同32年(1899)東京高等商業学校を卒業し、ただちに渡台して台湾銀行に入学し、台北本店、台中、基隆支店に勤めた。38年(1905)に退職し、新原金物店を経営し、44年(1911)基隆に新原支店も設置した。同時に台北信用組合設立後に専務理事となり、大正10年から組合長となった。「同組合カ今日ニ見ルカ如キ島内ニ於テ最大最優ヲ誇ル業績ヲ擧ケ得タルハ氏ノ努力ニ負フ處多シ」とされている(14)。

村崎長昶は、本籍は熊本県であり、台湾の住所は台北市榮町1丁目、職業は書籍商である。「氏が経営する書店新高堂の如きは、熱帯植民地に於ける一味の清涼劑とも言ふべく、其の開創は領臺の當初明治三十一年であつた。……今や其の資産百萬圓と註せらる」(15)。

永戸峰藏は生年が元治元年6月、本籍が徳島県名東郡沖の洲村、台湾の住所は台北市本町2丁目、職業は畳表商、明治31年1月に渡台した。渡台当初は蒟蒻の原料商を営んでいたが、郷里が畳表の生産地である関係で、台湾において内地人住宅が逐次内地化される傾向に着目し、畳表卸商となり、「全島随一畳表商と言へば全島到る所迄永戸商店の名は傳へられて廣く知らる」(16)と言われた。

松井猪兵衛は台北市榮町二丁目在住の松井呉服店主である(17)。

要千枝太郎は明治8年(1875)福岡県京都郡に生まれ、近衛騎兵特務曹長として日清、日露戦争に軍功をあげ、32年(1899)に渡台し、三豊堂薬舗を創設し、「本島屈指の薬舗」となったと言われている。(18)

星加彦太郎は愛媛県新居郡の人で、慶応3年10月生まれである。幼少の頃は郷賢で学問を修め、後軍人となり、明治26年(1893)除隊後、故郷で精米業を経営した。領台後、台湾近衛師団監督府付として渡台したが、上長と意見が合わず辞去した。やがて台湾における

綿布事業に着目し、明治44年（1911）本島で綿布問屋を開始した。後に「支那南洋」を踏査し、「需用南支南洋の天地に充滿せり」と言われた。大正14年（1925）に伊澤多喜男総督より「多年綿布商ヲ經營シテ奮闘努力」し、「内外ノ信用倍々篤シ」として表彰を受けた。
(19)

こうして見てくると、台北信用組合の理事、相談役には茶商、文房具商、金物商、書籍商、畳表商、薬舗、呉服商、綿布問屋等があり、中規模商店主からなっていたことがわかる。

II 業務開始

台北信用組合は区域の拡大と組合員のために、事業増大のために、従来取引銀行を改め台湾銀行との取引を開始すべく交渉を進めたところ、台湾銀行は大体を了解したが、実際組合経営の衝にあたる専務理事たるべき人物は、銀行業務に相当経験のある確実なる人物を配置すべきことを要求された。銀行の要求により組合員名簿を提示したところ銀屋慶之助氏の名があるのを発見し、氏を専務理事と推すべしとの事となった。銀屋氏は当初、固辞したが、台湾銀行の推奨により同氏就任の承諾を得た(20)。

前述したように銀屋慶之助は渡台後に台湾銀行に長らく勤めた経験があり、それが買われて台北信用組合の専務理事に就任したものである。以後、銀屋氏が台北信用組合に大きな指導力を発揮していくことになる。尚、台湾銀行は台北信用組合が成立する以前の明治44年6月17日に台湾において産業組合の育成が可能かどうか調査を行い、可能であるとの結論に達している(21)。

明治44年12月6日に台北市新起街弘法寺で第二回臨時総会が開かれ、営業開始を同年12月15日とし、第二回の募集口数を2,500口（1口50円）とし、払込銀行を台湾銀行とすることが決められた(22)。営業開始日に貸付金利子を日歩5銭～5銭5厘と定められた(23)。

創業当時は産業組合の思想が普及せず、信用組合が何たるかを了解する者がいない時代であったので、組合の経営する事業の実況を各組合員に周知せしむる必要があることから、毎月一回、現況報告を作成してこれを各組合員に送付した。第一号は明治45年（1912）1月29日現在で作成し、昭和3年（1928）9月30日現在で180回を重ねている(24)。

第180号の現況報告は以下の通りである。

第百八十回現況報告 昭和三年九月三十日現在

組合委員口数及金額	總組合員數	9 6 8 名
	總出資口數	8, 7 2 0 口
	拂込済出資額	4 3 6, 0 0 0 圓
準備金		3 1 9, 5 9 3, 9 4 錢
特別積立金		5 3, 2 1 8, 4 4 錢
缺損補填準備金		4 3, 8 6 6, 3 2 錢
退職者慰勞積立金		7, 1 0 5, 0 0 錢
事務所新築基金		1 0, 0 0 0, 0 0 錢

土地建物	13,572,90 錢
組合員貯金	512,141,53 錢
同家族貯金	481,856,07 錢
組合員外貯金	798,606,03 錢
團體貯金	129,042,70 錢
假受金	21,760,58 錢
貯金拂戻準備金有價証券供託臺北市債	193,500,00 錢
貯金拂戻準備郵便貯金	22,500,00 錢
勸業債権	202,370,00 錢
社債	155,780,00 錢
定期預ケ金	103,500,00 錢
小口預ケ金	200,595,92 錢
(華南 2,000.00 錢、臺銀 46,242.47 錢、勸銀 152,353.45 錢)	
假拂金	4,863,26 錢
貸出金	1,283 口
	2,044,607,60 錢
損益 總利益金	210,751,69 錢
總損失金	80,824,29 錢
差引剩餘金	129,927,40 錢

右報告候也

昭和三年九月三十日

有限会社 臺北信用組合 (25)

以上の現況報告は台湾総督府にも資料として提出されたものと思われ、大正2年(1913)より毎年台湾府總督府より発行される『台湾産業組合要覧』に掲載されている(26)。

そして、明治45年3月より月賦償還による貸出しを始め、最長期20ヶ月とし、翌月より貸出希望者に任意に一定の支払日を定め、順次に元利返済の法をたて組合員の便宜をはかり、間接的に頼母子講の弊風矯正に努めたと言われている(27)。

この台北信用組合の事業は「早く既に一般市民の注目する處となり、自然個人貸借による市内金利の如きも、漸次低下の傾向を呈し間接に一般金融調節の上に好影響を及ぼした」(28)と言われ、信用組合事業が徐々に浸透する中で、高利貸し等の金利が低下し、金融潤滑化に好影響を与えていた。

Ⅲ 台湾産業組合規則の発布と台北信用組合

日本内地では明治33年(1900)に産業組合法が成立し、同制度が実施されていたが、台湾では大正2年(1913)3月に台湾産業組合規則が発布施行された。台北信用組合も従来の定款の変更等を行い、同年9月22日に認可を受け、10月1日に事務引継ぎを完了し、有限責任台北信用組合として再出発することになった(29)。同年末には信用組合14、購買組合2、

信用販売組合2、合計18組合の成立が認可された(30)。現任の理事、監査役を新定款の理事及び監事となし、三十名の相談役は自然廃止となった(31)。さらに、事務所を台北市文武街一丁目に移転した(32)。

また、当地商人間には有価証券を所有する者が少なく従来主として信用貸付であったが、払込出資金も相当充実してきたので土地家屋等の不動産を根担保として手形または貸金証書をもって必要に応じて貸し付けることとなし、その総額を払込済出資額の三分の一以内に制限し、新たに放資の途を開いた(33)。

大正9年(1920)1月4日に大庭永成が死去したために、同年4月28日に銀屋慶之助が組合長に就任した(34)。

IV 第一次世界大戦と戦後不況

1914～18年の第一次世界大戦は台湾経済にも好景気をもたらした(35)。しかし、大正9年(1920)に第一次世界大戦が終息すると、経済界に一大恐慌をきたし金融が甚だ逼迫し、金利が著しく昂騰した。台湾銀行も借入金の利息が殆ど倍化するに到った。当時、台北信用組合は包容する貯金が僅かに5万円に過ぎず、台湾銀行よりの借入金も15万円を超え、尚資金の不足を告げる状況であった。そこで役員協議の上、組合員外貯金の取扱を開始し、広告郵便等を利用して、一般に勤儉貯蓄を宣伝奨励したところ、その効果は空しからず、漸次新たな貯金者を増加し、遂に多額の貯金を吸収しえた。これは「是畢竟本組合が多年堅實なる經營に依りて漸次其の基礎を強固ならしめ漸く世人の認むる所となりたると又一面には銀行預金に比し利率が多少貯金者に有利なりし故にして、當時臺灣銀行よりの借入金拾七萬圓の多きに達したりしが手形の期日毎に之を返還し漸くにして、全額の完済を見るに至れり、爾來資金の缺乏を來すことなく、圓滿に事業を遂行することを得、茲に始めて自給自足の實を挙げ、一般社會に對しては間接ながら、勤儉の美風と貯蓄の良習を刺激したることを思へば、市街地信用組合としての使命の上に更に一步を進めたるものなり」(36)と言われている。

台北信用組合は台北市内大多数の実業家を組合員に包容せんと理想を有し、従来小口加入の希望者には持口の譲渡により新加入を取扱ってきたが、第一世界大戦の終息とともに俄かに加入の希望者が増加したためその希望者を満足させることができなかつた。大正10年(1921)に役員会を開き、新加入希望者に一定の加入金を付し在来の小口加入者にもまた同一の増口金を加え十口までの増口を取扱うこととした。その結果増口希望者は91人181口、新加入者128人1096口を得た。増口金加入金を合算して2万8386円を得た。加入金増口金はすべて準備金に入れ、大正10年8月末現在で組合員数598、出資口数8522口となった(37)。

「歐洲大戦中一般經濟界の好況膨張の反動として戦後諸株式、物價の慘落、財界の不況一時に襲來して、我臺北市の經濟界も爲に影響を蒙り」、「已往貸出の回収意の如くならず、或は支拂困難となり、甚しきは、日々の糊口にすら窮するの實況に陥りたる爲、貸出資金中回収全く不能となりしもの少からず」、官庁の検査が行われ、その結果、回収見込みのな

いものが10万円を計上し、この整理を注意された。台北信用組合は大正15年（1926）に自発的に10万円を特別積立金より欠損補填金に振り替え、順次整理を遂行し、不健全な数字を一掃しえた。これは「本組合の強味を確證したるものなり」（38）と言われている。

V 産業組合大会

大正13年（1924）12月、台北鉄道ホテルで産業組合大会を開催し、会頭後藤文夫（民政長官）が臨席し、喜多孝治殖産局長が議長となり重要議案を討議し、「斯界の爲に啓發する處大にして爾來毎年大會を開催する」（39）に至った。産業組合大会は毎年、場所を変えて開催された。この大会の議案については別稿で詳細に検討したいが、台北信用組合並びに台北州支会提出の議案について見てみよう。

第二回（大正14年〈1925〉）「台湾産業組合連合会促進の件」、「台湾産業組合記念日制定の件」、第三回（大正15年〈1926〉）「産業組合の経営整理方に関する実験的研究会組織の件」、第五回（昭和3年〈1928〉）「市街地信用組合の貯金払戻準備金として勸業債券を供託し得る様其筋へ建議の件」、「産業組合協会支部或は郡部会に於ける産業組合指導員の設置に対し国庫補助金を交付せられん事を要望の件」、第六回（昭和4年〈1929〉）「産業組合監督機関の充実を其の筋へ建議の件」（40）である。

以上の台北信用組合、台北州支会の議案を見ると、台湾の産業組合全体に関わるものが多い。台湾産業組合連合会の結成については何度も大会で出されたが、昭和17年（1942）7月1日に漸く成立した（41）。台湾産業組合記念日は昭和2年（1927）3月6日に第一回目が開催された（42）。市街地信用組合の貯金払戻準備金として勸業債券供託の件は（43）、台北信用組合から「日本勸業銀行は特殊銀行として牢固たる堅實性を保有し其の發行に係る勸業債券亦各種國債證券に等しき信任を市場に有す、今市街地信用組合の貯金拂戻準備金供託に當り勸業債券を以て之に充當するを得ば産業發達の趣旨に副ひ同時に當該組合の利益を増進する結果となるを以て本議を提出する所以なり」との理由説明があり、「勸業債券は勸業の發達に資する爲め政府の多大なる援護の下に發行せられ、其の信用は國債證券と等しく且つ利廻りは國債より有利にして其の資金は産業上に、融通せらるゝが故に近來内地組合に於ても本案の如きを運動中であるが、本島に於ても之れに準じて運動されては如何と説き、滿場異議なく可決確定」（44）された。

VI 産業組合記念日の事業・昭和天皇即位大典記念事業

前述のように産業組合記念日は昭和2年（1927）3月6日に第一回が開催された。この3月6日は地久節（昭和天皇の皇后の誕生日）にあたった。当日は役職員全員、組合事務所に集合して祝意を表し、自動車に分乗して「組合記章及記念日の旗」を立てて臺北市内各所を回り、宣伝ビラを散布した（45）。

そして、3月8日には産業組合大講演会を西門町栄座で開催し、組合員、家族、組合関係の官民合計1,200～1,300名来会した。弁士と演題は台北市勸業係長島崎光輝「産業組合の沿革」、台北州勸業係長貝山好美「産業組合運動」、台北州内務部長田端幸三郎「産業組合の使命」であった。その後、同会場で懇親観劇会が行われた（46）。

昭和天皇の即位大典は昭和3年（1928）11月10日に行われた。台北信用組合ではこれに向けての記念事業として、①台湾神社に石灯籠奉献、②組合沿革誌の編纂、③組合事務所の新築、④新加入者の募集を行うことになった(47)。

①については、山口県徳山産出の花崗石を選び、その地の工匠に製作させ、神明型石灯籠一對を海路で輸送し、昭和3年11月6日に台湾神社に奉納した(48)。②については「報本反始の主意により創立以來十七歳の春秋を綴りて組合員各位の座右に提し、一本を組合に備へて將來に資す」(49)ものとされ、昭和3年11月10日に『有限責任台北信用組合誌』として出版された(50)。③については「敷地間口八間半奥行二十間の豫定にして之に煉瓦造三層樓を建設せとするものなり、階下を事務室、應接室及附屬書類倉庫とし、中階を會議場、圖書室等小集會の席に充て三階を總會場」(51)とする建設計画がなされた。台北市榮町、電話交換局の東隣りに工費6万円をかけて建設され、昭和8年（1933）3月18日に落成式が行われた(52)。④については昭和3年11月を期して新加入者の募集を開始することとなり一口の出資金50円、加入金33円、合計83円を24ヶ月に分割払込をするもので、今回の募集で総組合員数1,000名を超え、出資金総額50万円を達成する目標であった(53)。表1より明らかのように、組合員数1,000名の達成は昭和4年度（1929）より、出資総額50万円の達成は昭和8年度（1933）よりであった。

表1 組合員数・出資口数・出資総額（全島・台北信用組合）比較

年度	全島 組合数	組合員数		出資口数		出資総額（円）	
		全島	台北 信組	全島	台北信組	全島	台北信組
M45			186		2,067		103,350
T2	18	2,760	315	20,738	5,600	967,340	280,000
T3	45	6,021	328	35,196	5,648	1,455,267	282,400
T4	66	24,056	333	69,719	5,648	2,386,600	282,400
T5	84	30,650	339	89,083	5,648	2,963,317	282,400
T7	173	70,428	492	236,360	7,035	6,200,691	351,750
T8	216	91,316	486	328,481	7,035	8,807,850	351,750
T9	251	116,316	492	453,647	6,958	11,566,423	347,900
T10	264	120,277	597	476,345	8,520	12,240,090	426,000
T12	310	139,484	670	556,801	8,577	13,126,279	428,850
T13	323	151,028	771	588,240	9,270	12,641,631	463,500
T14	339	171,709	794	660,681	9,133	13,101,799	456,650
S元	353	187,697	866	725,127	9,215	13,354,985	460,750
S2	377	207,773	895	781,091	8,791	14,137,979	439,550
S4	398	247,698	1,212	885,260	9,656	16,354,866	482,800
S7	430	268,328	1,295	895,879	9,141	13,998,988	457,050

S 8	437	292, 211	1, 357	938, 731	12, 055	16, 970, 859	602, 750
S 10	462	342, 122	1, 499		11, 626	17, 899, 537	581, 300
S 13	489	448, 624	1, 880		13, 760	19, 765, 512	688, 000
S 14	494	520, 931	1, 894		13, 629	22, 138, 230	631, 450
S 15	501	609, 817	1, 914		13, 582	23, 867, 970	679, 100

（『有限責任台北信用組合誌』より明治45年の統計、他は『台湾産業組合要覧』台湾総督府、大正5、7、8、9、10、11、12、14、昭和元、2、4、7、8、10、13、14、15各年度より。但し、全島の出資口数、出資総額は調査組合からの統計で、実際は上記の数字を上回るものと見られる。また全島の出資口数については昭和10～15年度については記されていない。）

表2 台北信用組合貯金・貸付金・剰余金表

年度	貯金（円）					貸付金 （円）	借入金 （円）	剰余金 （円）
	組員	家族	団体	組員外	総額			
M45	5, 871	—	—	—	5, 871	82, 938	4, 000	7, 265
T 2	3, 639	—	—	—	3, 639	163, 345	20, 164	13, 977
T 3	9, 367	—	—	—	9, 367	276, 055	14, 393	31, 162
T 4	2, 686	—	—	—	2, 686	353, 778	18, 000	41, 644
T 5	13, 900	—	—	—	13, 900	370, 513	12, 305	42, 901
T 6	21, 091	—	—	—	21, 091	467, 606	52, 437	46, 075
T 7	37, 788	1, 057	—	—	38, 845	478, 461	11, 000	45, 772
T 8	59, 933	847	—	—	60, 781	628, 375	91, 368	57, 537
T 9	181, 903	35, 878	—	106, 328	324, 110	728, 585	—	61, 141
T 10	277, 512	86, 247	26, 813	249, 902	640, 476	1, 020, 565	—	74, 937
T 11	475, 235	105, 351	13, 219	482, 588	1, 076, 394	1, 205, 512	—	92, 372
T 12	500, 155	199, 620	75, 039	635, 885	1, 410, 700	1, 367, 003	—	91, 006
T 13	679, 114	299, 736	226, 279	704, 485	1, 909, 616	1, 402, 946	—	99, 892
T 14	544, 346	454, 755	113, 890	772, 656	1, 885, 648	1, 552, 654	—	100, 808
S 元	550, 040	487, 631	52, 147	769, 309	1, 859, 127	1, 670, 918	—	108, 006
S 2	502, 046	459, 717	90, 382	725, 577	1, 777, 724	1, 819, 597	—	115, 916
S 4	764, 842	737, 403		729, 331	2, 231, 576	2, 439, 164	—	133, 198
S 7	1, 011, 134	752, 827		788, 621	2, 552, 582	2, 763, 975	40, 000	142, 152
S 8	1, 090, 814	818, 175		888, 072	2, 797, 061	2, 721, 835	38, 386	136, 389
S 10	867, 838	1, 032, 883		854, 244	2, 754, 965	2, 875, 413	—	133, 418
S 13	1, 205, 895	1, 271, 110		937, 949	3, 414, 954	2, 936, 630	—	122, 078
S 14	1, 455, 467	1, 660, 077		1, 034, 822	4, 150, 366	2, 837, 729	—	112, 946
S 15	1, 879, 082	1, 723, 864		1, 383, 718	4, 986, 664	3, 396, 512	—	116, 909

(明治45年～昭和2年は『有限責任台北信用組合誌』、昭和4～15年は『台湾産業組合要覧』、同『要覧』においては家族、団体貯金の区別は不明)

信用組合の経営は『台湾産業組合要覧』の表等によると、出資金、運転資金(払込済出資金、準備金、其他積立金、借入金、貯金)と事業資金(貸付金、手形割引)、余裕金(預け金、有価証券、現金)、そして剰余金からなっているが、表2、3より台北信用組合の経営状況を見たい。銀行等からの借入金が明治45年～大正8年(1912～19)までであったが、それ以後は昭和7、8年(1932、33)を除き無いこと、これと反比例して大正8年(1919)より飛躍的に貯金量が増えていること、しかも、この年より、それまでの組合員貯金及び組合員の家族貯金を中心であったことに対して、組合員外貯金が始まったことと関係している。台北信用組合は日本人の組合であるが、組合員外とは台北市の城内外の日本人を指すのか、台湾人も入るのか、現在の所不明である。そして、貯金と貸付金を比較すると明治45年～大正11年(1912～22)までは貸付金の額が貯金の額を上回っていたが、これ以後は貯金が貸付金を上回るようになる。即ち、台北信組の経営は大正9～11年を境として、銀行等の借入金を中心に貸付を行う経営から、自前の貯金を中心に貸付を行い、貸付金は貯金を上回らないシステムをとるようになったことである。明治45年～昭和15年まで、剰余金は一貫して生み出され、黒字経営であったが、大正11年(1922)以後、大凡10万円前後で、大きな変化はなく、上記の貯金中心主義による安定経営がとられたものと考えられる。即ち、台北信用組合は第一次世界大戦終了以後、経営を貯金中心主義に変えたものであり、一時、昭和2年の金融恐慌で貯金高が減少したものの、それまでの健全な経営が反映して、大きな打撃もなく、その後、貯金も順調に増加し、貯金総額の範囲内で貸付が行われたのであった。

VII 昭和2年の金融恐慌

昭和2年(1927)2月中旬、日本内地の京浜地方で数銀行が休業を発表すると、次いで地方銀行に及び休業銀行が続出した。4月17日に内閣総辞職の報が伝わり、次いで18日突如、台湾銀行東京支店は三週間の休業を発表すると、忽ち本島財界は極度の不安を来たし、台湾銀行を始めとして各銀行とも急に取付け殺到して、非常な混雑を来たした。同日、台湾総督より以下の諭告第三号が発せられた(54)

……政府ハ臺灣銀行ノ特殊銀行タルノ性質ニ鑑ミ如何ナル場合ニ於テモ預金者ノ損失ヲ坐視スルモノニ非スト信ス、又臺灣銀行券ハ法律ノ規定ヲ格守シ正貨準備保證準備ヲ以テ發行セラルルモノナレハ最モ確實ナル基礎ヲ有スルノミナラス既ニ國家カ之ニ強制適用力ヲ附與セル以上ハ其ノ價格ノ最後ノ維持ハ實ニ國家ノ責務ナルコト言ヲ須タス

特殊銀行トシテ重要ナル任務ヲ有スル臺灣銀行ノ安全ヲ全ウシ併セテ島内金融機關全般ノ機能ヲ保持スルカ爲メ總督府ハ今後一層大藏省ト協力シテ最善ノ措置ヲ採ルヘキヲ以テ此際島民各自漫リニ危惧ノ念ヲ抱クコトナクニ國家ノ施設ニ信頼シ深く自重スルヲ要ス

昭和二年四月十八日

臺灣總督 上山滿之進(55)

台北信用組合にあつてもその影響を免れることはできず、しばしば役員会を開いて備えたが、「幸にして大なる變動を受くることなくして通過」したことをもつて、4月26日に書面で状況報告し、各組合員に以下の通告書を発送した。

昭和二年四月二十六日 有限責任臺北信用組合組合長 銀屋慶之助

組合員殿

時局に際して當組合の現状と方針等を説明して組合員各位の御参考に供します。

今度財界の變動に付きましては皆様方には定めて一方ならぬ御心配と御不便とを感ぜられたことゝ存じます、又當組合の事に付きましては御心配下されましたことゝ存じます、十八日午後より多少の貯金引出もあり預入もありましたが御見掛の通りで別に窓口が込み合ふ迄の事もなく比較的平靜であります。而して貯金を御引出しなさるゝ方が重に組合員又は其の家族方でありまして組合の事に比較的 understanding の少ない組合員外の貯金者の拂が甚だ少ないと云ふ妙な現象があります、一寸道理に合わぬ様でありますけれども、能く考へて見ますと組合員方の多くは日々商賣に熱中せられ金錢の事に鋭敏であるため他の金融業者の有様を耳にせられ精神が急に昂奮して組織の異なる銀行と信用組合との區別を考へる暇もなく殆んど無意識的に貯金の拂出を致された方もあることゝ存じます、夫れで當組合の現状及方針を説明申上げて組合の實際を理解して戴くことが必要と思ひます。

當組合と致しましては十八日の事變を以て穩かならざる事と考へ直ちに華南銀行に預けてある定期預金と通知預金の約半額を拂戻して貰ひ、定期預金の殘部に對しましては十九日臺灣銀行より全額の見返り貸出を受けまして、總てを現金で確實に保管してあります。又勸業銀行支店からは豫て保護預けとしてあります多額の勸業大券を擔保として極く低利で融通を受ける内約も整ふて居りますから何時拂戻の請求がありましても困まる様なことはありません。又一方には組合員の新規借入を當分御遠慮を願ふ事に致し十八日以後御返金の方には其の返金の範圍内にて御貸し申すことに致しましたから貸附金の爲めに現金が減少する憂ひもありません、専ら貯金の拂戻しに應ずる事が出來ます。

又當組合には毎度現況報告又は總會等で御報告申上げてあります通り時局の爲め相場の変動を受けるが如き株券等が些しありません、當組合の有價證券は五分利公債、國庫債券、勸業大券、東洋製糖會社の社債とがあるだけでありますから所有の有價證券の爲めに損失を受ける事はありません、貸附金の方も豫て新聞などでケチンボウと悪口を謂わるゝ位考に考へを重ねて貸附けてありまするし、百七十萬圓の貸附金中半額は幸に不動産擔保貸附と確實なる有價證券擔保とで貸附けてありますから官廳其の他の後援の下に是等を見返として現金化することは容易と考へます、夫れで假りにも貯金全部の拂出しがありましても困らぬ積りで御座います、之は平常當組合が確實本位で極々地味に多年經營致し來りました賜でありまして、組合員方と共に同慶に堪へ

ん次第であります、組合の財産が羽根でも生へて宙に飛ばざる限り當組合は全く強固で安全でありますから此際充分に利用せられ信用組合と云ふものは如斯きもので殊に吾々の臺北信用組合と云ふものは如斯き特色のある組合であると云ふ事を世間の人に知せて上げたいと思ひます。何卒此の現状及方針を御了解下されまして組合より御引出の方も又は他の方面より引出して御手許に保管せられる方も御自分を信用せられて充分御利用の程を願ひます。(56)

以上の銀屋慶之助が組合員に出した通告書は、4月18日午後より多少の貯金の引き出しがあったが、それは組合員が主で、組合員外はほとんどなかったこと。これは組合員の方が商売に熱中し、金銭感覚が鋭敏からなせる業であったこと。また、台北信用組合は取引のある華南銀行、台湾銀行、勸業銀行支店から預金の払戻を受けたり、融通を受ける内約を得たりして、貯金の全額の払戻にも応ぜられること。景気の変動を受けやすい株券を一切保有せず、公債、国庫債券、社債を保有しているのみであること。貸付は「ケチンボウ」と言われるぐらい慎重に行つてきており、170万円の貸付の半額は不動産、有価証券等の担保をとっていること。毎月現況報告を組合員に送付しており、組合の経営の堅実性について十分な理解を得ていることを説明し、組合員に心配ないことを訴えている。貸付金における不動産担保、有価証券担保は前述したように台北信用組合が始めたものであり、確実な金融を行つてきていることを説明したものである。

VIII 組合事業経営の状況

台北信用組合は大庭永成が組合長就任当初より、毎月一回例会として役員会を開くほか、1〜数回会合を求め、執務の状況、事務の実績等を報告し、大小の事項殆ど役員協議により決定し、処務の方針とした。会議では「衆説の歸一するを待ちて議を決し、未だ嘗て單に多數を以て議事を裁決したる事なく、若し協議の纏らざるものあれば宿題として之を他日の譲り更に研究を重ねて再議に附するの方法を採り」、「されば各役員に於ても自己の所信に従ひ腹藏なき意思を發表せらるゝが故に熱誠自ら進り、自己を忘れて一に組合の爲誠心誠意事に當」った。「各役員は市内の各區に分布せられ、常に組合員の状態を知悉するの便あるが爲、時々之を當務の理事の執務に報告す、之が爲信用査定の錯誤より生ずる損失を防止することを得るの便あり」(57)。また、台北信用組合は「内規として毎年常任理事を互選して、當局理事の執務に參與する仕組なれば、往々他組合に見るが如き當務者の専横に陥り又は情實に流れて事を處するが如き弊を避くる事を得るなり」(58)と言われる。

即ち、台北信用組合の運営を担当する理事等の役員会は全会一致方式をとり、お互いの意思疎通を大切にし、また市内各區を担当させ、組合員の経済状況を熟知し、信用査定を正確に行つていること、さらに、毎年互選で常任理事を設け、執務に参画させることによって、理事の専横、情実に流れることのないようにしていることであつた。

組織としては、組合長(1人)、副組合長(1人)、専務理事(1人)、理事(6〜8人)、監査(2〜4人)設け、他に主事(1人)、事務員(14人)が所属していた(59)。

組合の経営については銀屋慶之助が昭和7年(1932)に花蓮港で開催された全島産業組合

大会において「組合経営上の経験談」として語っている。まず、役員的心得は「臺北信用組合と云ふものは組合員全體の組合である」と「事務の方に於ても固くそのことを申して居る」。「組合幹部のやって居る仕事は殆んど硝子の中が透明に見えると云ふやうな感じを組合員に持たせる」。「組合員に信頼の念を起さしめると云ふことが組合経営として最も必要なことである」。そして、役員会について、台北信用組合においては「役員も理事も監事も一緒になって相談する」というやり方をとっており、「グル」になっているといことで「攻撃を受けたこともありますけれども」、「グルになって良いことをすれば可いではないか」と考えている。「總てが殆んど連帯責任であります」。役員会においては「私の方に於ては最初に専務理事が全部の報告を致してその次に協議事項に移るのであります。……私の方では説明を致しまして役員方に参考資料を供すると云ふことに止めて居ります、決して結論をかけて役員方の御賛同を願ふと云ふやうな態度を私は執らないのであります」、「決して多数決を以て相談をすると云ふことはありません。總てが合理的總てが一致して合議する、さうして完了にする、何うしても結了を見ない場合には暫く時機を待たうと云ふやうなことに延ばして協調をして居ります。」「面白い議論もありますが決して感情を害するか何とか云ふことはありません、……之れだけは私共の方の美點であると思ふのであります」(60)。

事務取扱上の問題については、「私の方では諸帳簿様式悉く私自身が原案を作りまして」、「帳簿の記載方から教へて、さうして仕上げた者が今主事になって居る」。「面目新しく拵へるにしても表一つ拵へるにしても必ず、私が目を通す」。「一寸した表を見ましても一寸した帳簿を見ましても明に判ります、私が毎日毎日出てチョイチョイ注文してやりませんでも可いと云ふことになって居ります」(61)。「それから一つの事務に一人の人が長く携はると云ふことも考へものである」。「時々事務員を代へますと云ふといやな顔をしますが私共は時々やります」、「必ず二人か三人で一つの仕事に關係する」。「一人で現金を持ち帳簿を付け手形の始末もすると云ふことがあります但其處に弊害が起り易い、此の仕事と此の仕事と區別する、現金は現金で保管すると云ふことにキチンと區別をすると云ふことが必要であると思ひます」(62)。「それから日々の出來事は必ず其の日に完結する」、「その月のことは其の月にキチンと合はして行く」、「之れをやって居ると比較的間違が起り難いのであります」(63)。

組合施設に関する事項については、「産業組合のやることは産業組合の自身の本體でないと云ふことがある」。「其の地方の住民の福利を増し産業状態を向上させると云ふのが主體であると云ふ見地から私の方の組合ではやって居ります」。「最初官廳の人の御希望は非常に大きなものを作らうと云ふやうなお話であった」。「臺北は萬華、大稻埕、それから城内と云ふ風に三つに大體は分れて居ったやうであります。……三つを折って一丸として理想的な信用組合を作ってさうして内臺人共に相援けて行く、一番之經濟的に内臺融和の基礎にしよう……全部を一つにしよう」と云ふやうな御方針でありました。しかし、「本島の方と内地の方とは總ての習慣言語は異って居る、取引上にも殆ど連絡もない、交際に於

ても殆ど連絡がないと云ふ状態になって居たのであります」、「少くとも内地人の方と本島人の方と分けた方が宜しいのでありませうと云ふことを申出たのであります」。「その當時（明治43、44年〈1910、11〉当時）は銀行でも殆ど限られたる階級にしか金を貸さなかった、殆ど普通の前垂商人と云ふものは眼中になかったのであります」。しかし、「（私は）臺灣銀行にも御厄介になりまして銀行の方の心持も多少判って居ります、それから商賣人になりました譯であるから商賣人の心理状態も多少感得することが出来て銀行の思ふ程さう厄介でない、實際上商賣人の取引と云ふものは却々さう云ふ薄弱のものではないと云ふやうな考へになり」、「中産階級所謂前垂商人を中心とした組合を作る」ことにしたために、「自然と失敗するやうな動機が少いかも知れませぬ」。「我々の組合がもっと下を救ふとしても一寸出来ぬと思ひます」、「私の理想論としては組合員平等主義であります」、「中産階級を主にしたのを未だずっとその下の方の人と一緒にすると云ふことになりますと云ふと其處に拙い結果が出来やしないかと思ひます、さうすると一步誤りますと全體が狂ふて了ひますから」。「實際のことに適合すれば必ず、その組合の完全なる發達をすることになるのであります」(64)。そして、「始終（組合経営の）遣方を變へると云ふことが必要である。……精神を新しくして倦まないやうにしなければ惰れ氣味に事務が生じて來て事務が不整理になる」(65)。

「經濟國難世界的不景氣と云ふことに當面して」いるが、この「國際間の不況と云ふものは私に言はしますれば資金の偏重だと思ひます」、「資本主義偏重の弊である」、「我々組合同人として此の資本偏在の弊を防げるものは幾らか緩和的の手段を有って居るのであります」(66)と述べている。

銀屋が述べる台北信用組合経営の特徴点は役員も理事も監事も一緒になって相談し、全会一致で決定する役員会、役員会の内容はガラス張りにして組合員に自分たちの組合として意識をもたせる(67)、帳簿管理を徹底し(68)、毎日の出来事をその日に完結し、事務員は時々交代させ、2、3人で1つの役割を担当させる、同組合は台北城内の内地人中産階級前垂商人の組織である組合員平等主義とっており、この精神は、台湾總督府が總代会制をとることを勧めたにもかかわらず、台北信組は總會制を継続したことにも現われている(69)。

台北信用組合が表彰されたのか表3の通りである。

表3 台北信用組合関係者表彰事項

年月日	事由	賞品	授与者	受与者
大正7年4月29日	成績顕著	金盃料金六百円也	組合長 大庭永成	専務理事 銀屋慶之助
大正13年12月1日	成績優良	銀洋杯一箇	台北州知事高田富藏	有限責任台北信用組合
同	組合功勞	銀盃一箇	台北州産業組合連合会	組合長 銀屋慶之助
同	同	同	同	専務理事 井上大作

同	同	同	同	監事 江里口秀一
同	同	同	同	主事 立川甚一郎
大正13年12月25日	成績優良勤続十年	銀時計一箇	組合長 銀屋慶之助	小使 陳乞食
昭和2年10月15日	成績顕著	銀盃一箇	台湾産業協会会頭後藤文夫	有限責任台北信用組合
昭和4年12月	組合功労者	表彰	全島産業組合大会	組合長 銀屋慶之助
昭和5年11月25日	功労	表彰	全島産業組合大会	専務理事 井上大作

(大正7年～昭和2年については前掲『有限責任台北信用組合誌』28頁、昭和4年については『台湾之産業組合』第133号(昭和13年1月)「組合を担ふ人 その先覚者に聴く(其の一)」、昭和5年については『台湾日日新報』昭和5年11月25、26日より)

IX 台北倉庫信用利用組合

昭和10年(1935)6月に台北信用組合は台北倉庫信用利用組合の事業を開始した。銀屋慶之助が同商品倉庫組合を作った動機、事業内容、組合経営の要点、同組合創設の経済効果について以下のように述べている。

動機の第一は、台北市は全くの消費都市であり、生産業は殆どみるべきものがなく、台北の商売人はサラリーマンのポケットを唯一の目標としている。「之デハドウモ面白クナイ」。「多額ノ資本ヲ要スル大産業ハ吾々ノ範囲外デアルガ、一般的ニ家庭工業ノ如キモノデモ興シテ見度ク、夫レニハ之ヲ助成スル所ノ機關ガ必要デアル」こと。第二は、台北の土地は内地主要都市と余りに隔離しているために、物資の補給が思うように行かない。このために不要不急な物でも余分にストックを持たねばならない。従って、余計な資金を要し、どうも資金が足りないという悩みがあることである(70)。

次に事業内容は手持商品の資金化、荷付為替の代位支払、生産品の貯蔵及び資金化、並びに商品の保管であった。昭和10年(1935)6月に事業開始以来、同事業は着々と進展し、「今日」(昭和13年11月現在)貸出金は30万円を超え、保管商品の価格は300万円を突破していた(71)。

経営の要点は第一に倉庫及び事務所の位置が地の利を得なければならず、貨物駐車場の近くに土地を得て、貨物の出入りに便宜を得ている。第二に有利な資金を調達することである。信用組合と違い、広い敷地と完全な倉庫を必要とすることから、余程低利な資金でないと採算がとれない。第三に倉庫の設備である。在庫品が長い間に湿気に侵されぬよう完全な設備が必要である。半年間位は完全に保管せねばならないので通風を考えなければならない。また少量の出入りが頻繁であるから採光も考えねばならない。第四に鼠害の予防。第五に保管商品整理である。預主に間違いがあっても倉庫の帳簿は決して間違いがないという固い信念がなければならない。第六に担保商品に対する貸出割合である。「之ハ最モ六箇敷シイ事デ注意ヲ要シマス」が、まず棚晒商品に資金を貸さないこと、商品時価の鑑定を誤らないこと、相手の人格信用等を調査することである(72)。資金融通については

仕入商品の価額の1、2割の頭金を組合に納め、その不足分を組合より融通する、代金の決済を組合でやるという仕方をとっていた(73)。その他、火災風水害等に注意を要することである(74)。

経済効果については、「近來倉庫ヲ利用シテ、新タナル生産業ガボツボツ興リツツアルコト、共同仕入ヤ合同販賣等ニ利用サレマス」と述べ(75)、各地にこの種の倉庫組合が設立され、互に気脈を通じ、組合員の便宜をはかり、「本島商工業ノ發達ニ貢獻シ度イ」(76)との抱負を述べている。

台北倉庫信用利用組合の事業内容については昭和12年(1937)11月30日現在の統計が残っている。総組合員数419名、総出資口数3,046口、払込済出資額6,092円、準備金104円、組合員貯金5,903円、団体貯金210,696円、仮受金14円、入庫品担保手形貸175,874円、預ケ金560円、大阪農工債券5,976円、土地60,385円、建物31,902円、什器3,166円、営繕費14,515円、創立費300円、現金544円、前期繰越損失金344円、損益(総利益金28,637円、総損失金13,068円、差引剰余金15,569円)である。同時期の台北信用組合の数字は、総組合員数1,891名、総出資口数13,855口、払込済出資額668,856円、準備金・特別積立金・欠損補填準備金等897,268円、土地建物97,131円、組合員貯金952,056円、家族貯金714,596円、組合員外貯金733,024円、団体貯金221,007円、当座貯金27,864円、仮受金2,279円、公債718,123円、預ケ金586,710円、貸出金2,985,279円、損益(総利益金269,292円、総損失金97,747円、差引剰余金171,548円)である(77)。台北倉庫信用利用組合は台北信用組合を100として比べると組合員数が22、出資額1、土地建物95、貯金8、剰余金9である。歴史の浅い台北倉庫信用利用組合であるが、銀屋が述べるように土地建物の費用がかかっていること、営業は順調であったことが伺える。

X 日中戦争・太平洋戦争時期の台北信用組合

大正2年(1913)に台湾産業組合規則が実施され、同12年(1923)に台湾産業組合協会が組織され、台湾総督府総務長官を会頭に、殖産・財務両局長を副会頭にして、「全く官廳の代行機關」として存在した。機関雑誌『台湾之産業組合』を発行して組合の設立奨励、斡旋、業務指導、組合相互の連絡を図り、教育方面に於ては講習、講話会、研究会を開催し、内地の講習会に組合関係者を派遣し、また大正13年(1924)より毎年全島産業組合大会を開催し、優良組合及び功労者の表彰、組合発展上必要なる協議、建議を行ってきた(78)。

第一回全島産業組合大会以来、毎年、台湾産業組合連合会設立の提案が可決されてきたが、昭和16年(1941)9月律令第7号をもって台湾産業組合規則を改正し、連合会の設立をはじめ島内産業組合に対する統制強化を法制化した。単位組合に対しては常務担当理事(組合長を含む)の官選、経費の分附徴収権、地方長官の監督権拡張、市長に監督権賦与等があって、従来の自治的原則を否定した。連合会は昭和17年7月1日誕生した(79)。

こうした中で、台北信用組合は前述したように連合会結成を早くから提案してきたが、昭和14年(1939)5月2日に台北市公会堂で開かれた第13回全島産業組合大会決議事項実行委員会では銀屋慶之助が座長に選ばれ、連合会建設問題について意見交換し、委員会終了

後、委員一同は小林台湾総督を訪問し、陳情し、善処する旨の回答を得た。そして、昭和15年（1940）の「紀元二千六百年記念事業」として台湾産業組合会館を台北市榮町3丁目23番地に建設することも総督府に申請した(80)。同会館は16年（1941）9月には完成し、同実行委員会より総督府に「御禮」が申述べられている(81)。17年（1942）3月23、24両日に台北信用組合楼上において「台湾産業組合連合会設立協議会」が開かれ、同年7月1日に連合会が出発した(82)。

このように台北信用組合は連合会設立の先頭に立って推進したのである。

日中戦争から台湾における産業組合への国策の一つは貯蓄の奨励であった。市街地信用組合は員外貯金の四分の一以上を払戻準備金とし、その管理方法は連合会の貯金及び連合会発行の台湾産業債券の所有を認めること、貯金総額から員外貯金を差引いた残額の三分の一以上を連合会に預けるか、国債証券を買入れなければならないことになった。以上の国家的要請の元での貯蓄奨励であったが、昭和13～17年において以下の実績をあげた。昭和13年度、目標5千万円に対して実績1億円、14年度1億円に対し1億5千万円、15年度2億円に対し2億円、16年度2億8千万円に対し2億3千万円、17年度3億～3億5千万円に対し3億5千万円であった(83)。

台北信用組合については、詳細は不明であるが、昭和19年（1944）までの累計が700万円で、台北市1位である。2位は台北勸業500万円、3位は興材信組400万円となっていた(84)。おわりに

台湾産業組合規則発布前の明治44年に台湾で最初に結成された台北信用組合は台北市の日本人商工業者（中産者）の金融機関であった。大正2年の組合規則発布後は、有限責任台北信用組合として再出発した。第一世界大戦後、一時金融難に陥ったが、それまでの銀行からの借入金中心の組合員への融資システムを改め、組合員、家族、団体それに組合員外の貯金事務を行い、貯金の範囲内での融資システムに変えた。この結果、堅実な成長・発展をとげ、昭和2年の金融恐慌でも大きな影響を蒙らなかつた。日中戦争・太平洋戦争下の貯蓄奨励でも積極的推進力となっていた。台北信組の経営方針は組合を組合員全員のものという認識の育成であり、そのために、役員会の全会一致制度、総会制度の継続、事務における徹底的帳簿管理と組合員経営の正確な分析による融資事業の推進及び倉庫事業の兼営であり、全島の産業組合運動の先頭に立っていたのであった。

註

- (1) 松田吉郎「台湾の産業組合について」(『台湾史研究』第14号、1997年11月)、同「日本統治時代台湾に産業組合教育について」(『教職課程研究』第13集、2003年3月)。
- (2) 『有限責任台北信用組合誌』(有限責任台北信用組合、昭和3年11月)1頁。
- (3) 註(2)と同書1頁。
- (4) 註(2)と同書1～2頁。
- (5) 註(2)と同書2頁。
- (6) 註(2)と同書2頁。

- (7) 註(2)と同書3~4頁。
- (8) 註(2)と同書4頁。
- (9) 註(2)と同書4~5頁。
- (10) 註(2)と同書13頁。
- (11) 註(2)と同書30頁。
- (12) 江里口徳市が江里口秀一の一族ではないかというのは大川敬蔵氏の教示による。
- (13) 大園市蔵『現代台湾史』日本植民地批判祝刊、昭和8年12月(大川敬蔵氏より同書のコピーの提供を受けた)。
- (14) 『台湾人士鑑』(台湾新民報社、昭和12年9月、1989年5月に日本図書センターより『台湾人名辞典』と改名して復刻)及び橋本白水『台湾統治と其功労者』(南国出版協会、昭和5年、大川敬蔵氏より同書のコピーの提供を受けた)。
- (15) 註(13)と同書。
- (16) 註(13)と同書。
- (17) 註(13)と同書。
- (18) 註(13)と同書。
- (19) 註(14)前掲橋本白水『台湾統治と其功労者』。
- (20) 註(2)と同書5頁。
- (21) 『重要 台湾信用組合ニ關スル調査書』(臺灣銀行総務部調査課、大正元年8月)。この調査書は明治44年(1911)6月17日台湾銀行書記の長崎英造が頭取の柳生一義に提出したものである。
- (22) 註(2)と同書6頁。尚、台湾の産業組合では5~50円で設定されたいたが、台北信組の出資金1口50円は最高額であった(『台湾産業組合要覧(第4次)大正5年版』台湾総督府民政部財務局、大正6年8月)。
- (23) 註(2)と同書6頁。
- (24) 註(2)と同書7頁。
- (25) 註(2)と同書7~9頁。
- (26) 『台湾産業組合要覧』(台湾総督府)は中央図書館台湾分館、台湾大学図書館等に所蔵され、幾つか欠号があるが第四次(大正5年度)から第二十八次(昭和15年度)までである。
- (27) 註(2)と同書9頁。
- (28) 註(2)と同書10頁。
- (29) 註(2)と同書10頁。
- (30) 澁谷平四郎『台湾産業組合史』産業組合時報社、1934年7月、59頁。
- (31) 註(2)と同書10頁。
- (32) 註(2)と同書12頁。
- (33) 註(2)と同書11頁。

- (34) 註(2)と同書13頁。
- (35) 註(30)と同書63、64頁。
- (36) 註(2)と同書14頁。
- (37) 註(2)と同書15頁。
- (38) 註(2)と同書15、16頁。
- (39) 註(30)と同書124頁。
- (40) 註(30)と同書124～139頁。
- (41) 陳逢源「台湾に於ける産業組合」(台湾經濟年報刊行会『台湾經濟年報 昭和十八年版』国際日本協会、1943年8月)。
- (42) 註(2)と同書16頁。
- (43) 「第五回全島産業組合大會 會衆一千三百堂に溢るの盛況」『台湾之産業組合』第31号(昭和4年1月)。
- (44) 註(43)に同じ。
- (45) 註(2)と同書16頁。
- (46) 註(2)と同書16、17頁。
- (47) 註(2)と同書30、31頁
- (48) 註(2)と同書31頁
- (49) 註(2)と同書32頁。
- (50) 註(2)と同書奥付。
- (51) 註(2)と同書33頁。
- (52) 『台湾之産業組合』第77号(昭和8年5月1日)「台北信用組合事務所落成式」
- (53) 註(2)と同書33頁。
- (54) 註(2)と同書17、18頁。
- (55) 註(2)と同書18頁。
- (56) 註(2)と同書19～21頁。
- (57) 註(2)と同書22～23頁。
- (58) 註(2)と同書23頁。
- (59) 註(2)と同書24～27頁。
- (60) 銀屋慶之助「組合経営上に於ける経験談」『台湾之産業組合』第74号(昭和8年1月14日)。尚、「本稿は花蓮港に開いた第九回全島産業組合大會(昭和7年)席上に於てなされた組合経験談の速記であります」と注釈されている。
- (61) 註(60)に同じ。
- (62) 註(60)に同じ。
- (63) 註(60)に同じ。
- (64) 註(60)に同じ。
- (65) 註(60)に同じ。

- (66) 註(60)に同じ。
- (67) 『台湾日日新報』昭和10年1月23日「台北信用組合總會 温故組合問題で一波乱」によると、台北信用組合總會では銀屋慶之助組合長が温故組合に融資する提案を行ったが、一部反対意見が出たために、同組合が方針としている全会一致主義から、同提案を白紙にしたことが述べられており、銀屋氏の経験談が実践されていたことが新聞紙上にも載せられていた。
- (68) 銀屋慶之助は信用組合における帳簿整理の徹底について機会あるごとに述べていたようであり、「組合等の不祥事件は往々帳簿の不整理から来てゐる事が多いと思つてゐますので、此の點を特に喧しく云ひまして一日の取引その他すべて事務上の事は其の一日中に處理せしむる事としてゐます。」(「組合を担ふ人 その先覚者に聴く……(其の一)」『台湾之産業組合』第133号、昭和13年1月)。
- (69) 註(68)前掲「組合を担ふ人 その先覚者に聴く……(其の一)」
- (70) 台北倉庫信利組合長銀屋慶之助「倉庫信用利用組合の経営」(『台湾之産業組合』第143号、昭和13年11月12日)
- (71) 註(70)に同じ。
- (72) 註(70)に同じ。
- (73) 註(68)と同史料。
- (74) 註(70)に同じ。
- (75) 註(68)と同史料において、銀屋慶之助は、近来興り、組合が融資している産業として「家鴨の羽毛を加工して、羽根蒲團とかクッションにしてゐますが、其の原料たる羽毛を擔保として資金の融通をしてやつてゐます、……現在既に英・米に輸出し、多分に將來性を持つてゐます」と述べている。
- (76) 註(70)に同じ。
- (77) 註(68)と同史料。
- (78) 註(41)に同じ。
- (79) 註(41)に同じ。
- (80) 「第十三回全島大会決議事項実行委員会 連合会建設其他ヲ総督ニ陳情」(『台湾之産業組合』第148号、昭和14年5月)。
- (81) 写真「台湾産業組合會館」、「御礼」(『台湾之産業組合』第176号、昭和16年9月)。
- (82) 「台湾産業組合連合会設立協議会 認可申請の諸手續完了す」(『台湾之産業組合』第183号、昭和17年4月)。
- (83) 註(41)に同じ。
- (84) 「最高目標額の台北州 一金融機關群立裡に奮闘努力一」(『台湾産業組合時報』第15号、昭和19年3月「決戦下の台湾産業組合」、同『時報』は昭和17年9月より『台湾之産業組合』の誌名を変更したものである)。尚、興材信組は大川敬蔵氏の祖父平戸吉蔵氏(植松木材店主)が組合長を努めていた産業組合である。